

消防予第 154 号
消防技第 16 号
消防特第 67 号
平成 21 年 4 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長

製品火災に係る報告について

貴職におかれましては、平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災等の事故のうち、不備・欠陥等の原因によるものについては、既に「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成 18 年 9 月 18 日付消防予第 398 号・消防技第 61 号）及び「自動車の火災等事故に係る報告について（通知）」（平成 19 年 9 月 25 日付消防予第 335 号・消防技第 69 号・消防特第 132 号）により、製品の名称・型式、製造業者等についてご報告いただくようお願いしているところです。

昨今、消費者安全の確保の観点から、各種製品事故（火災を含む）に対する対策の徹底が求められていることを踏まえ、消防庁では、製品火災に係る情報の収集及び公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、製造業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用することとしております。

今般、これら取組みの迅速化及び効率化を図るため、電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災等事故の報告手続の見直しを行いましたので、今後は下記によりご報告いただくようお願いします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご周知いただくようお願いいたします。

記

1 報告対象

(電気用品及び燃焼機器)

報告対象となる電気用品及び燃焼機器の火災は、次のとおりであること。

- (1) 電気用品については、「火災報告取扱要領の全部改正について(通知)」(平成6年4月21日消防災第100号)別紙 火災報告取扱要領(以下「火災報告取扱要領」という。)別表第3 出火原因分類表1表発火源(以下「発火源」という。)の分類番号が1101~1399^{※1}に該当するもので、火災報告取扱要領 別表第3 出火原因分類表2表経過(以下「経過」という。)の分類番号が09~59^{※2}に該当するもの。
- (2) 燃焼機器については、火災報告取扱要領 発火源の分類番号が2101~3499^{※3}に該当するもので、火災報告取扱要領 経過の分類番号が09~59^{※2}に該当するもの。
- (3) 上記の電気用品及び燃焼機器の火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び原因を特定できない場合について報告すること。

また、使用者の使用方法の不良等(例えば、電熱器のスイッチを入れたまま放置したことによる火災、石油ストーブの燃焼中の給油による火災)に起因する火災など、製造者の責任ではないと判断される火災は、報告の対象に該当しないこと。

(自動車)

報告対象となる自動車の火災は、次のとおりであること。

- (1) 車両火災に該当するもので、火災報告取扱要領 経過の分類番号が09~59^{※2}に該当するもの。
- (2) 上記の車両火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び原因を特定できない場合について報告すること。

また、使用者の使用方法の不良等(例えば、改造車両の改造部分から出火した火災)に起因する火災など、製造者の責任ではないと判断される火災は、報告の対象に該当しないこと。

※1 中分類：「11 移動可能な電熱器」、「12 固定の電熱器」、「13 電気機器」

※2 中分類：「0 (不明)」、「1 電気的原因で発熱する」、「2 化学的原因で発熱する」、「3 熱的原因で発火する」、「4 火源あるいは着火物が運動により接触する」、「5 器具機械の材質や構造の不良に基づく」

※3 中分類：「21 都市ガスを用いる移動可能な道具」、「22 液化石油ガスを用いる移動可能な道具」、「23 都市ガスを用いる固定したガス設備」、「24 液化石油ガスを用いる固定したガス設備」、「25 油を燃料とする移動可能な道具」、「26 油を燃料とする固定設備」、「27 明り」、「29 その他」、「31 炭たどん(練炭)を燃料とするもの」、「32 まき(かなな屑、わら紙)を燃料とするもの」、「33 石炭燃料の移動可能な装置」、「34 石炭燃料の固定装置」

(火災に至らないもの)

電気用品、燃焼機器及び自動車に係る事故のうち、火災に至らないものであっても、周囲の状況によっては火災になるおそれがあるものであって、製品の構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合について報告すること。

2 報告書様式

別記様式によること。

3 報告時期

第一報については、消防本部において把握した時点で、速やかに報告すること。なお、第一報後の事実関係については、判明次第随時報告すること。

4 報告方法

原則として別記様式をファクシミリ又は電子メールにより消防研究センター原因調査室まで直接送信すること。

□ 消防庁消防大学校消防研究センター火災災害調査部 原因調査室

F A X : 0 4 2 2 - 4 9 - 3 7 6 3

E-mail : kanshiki@fri. go. jp

5 火災原因調査に対する技術的支援

火災の要因を特定する場合に技術的支援を必要とする場合にあっては、消防研究センター原因調査室に相談されたいこと。

問合わせ先： 0 4 2 2 - 4 9 - 9 4 4 1 (直通)

0 4 2 2 - 4 4 - 8 3 3 1 (代表)

6 その他

- (1) 本通知は、平成21年4月14日から実施する。
- (2) 火災報告取扱要領により報告された火災及び報告予定の火災については、本通知により確実に報告されたいこと。
- (3) 火災等事故報告にあたっての留意事項
 - ア 電気用品、燃焼機器及び自動車の火災事故の火災原因調査にあたっては、その構造、設備等が複雑であること等から、極力製造者等からの情報提供を受け、火災原因の迅速な究明にあたること。
 - イ 電気用品等の重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるものや自動車の車両の構造上の不備、欠陥に該当するもの又は該当する可能性があるものにあつては、当該製品等の製造者等に連絡・通報し、当該事実の確認や防止対策等についての意見の聴取等を行

うこと。

ウ 出火原因などを調査中の段階で速報した場合は、最終的な出火原因が確定した段階で最終報を送付すること。

(4) 本通知により報告いただいた情報（最終報）は、消防庁においてとりまとめの上、原則として公表するものであること。

(5) 「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成18年9月19日付消防予第398号・消防技第61号）及び「自動車の火災等事故に係る報告について（通知）」（平成19年9月25日付消防予第335号、消防技第69号、消防特第132号）は廃止する。

担当

消防庁消防技術政策室

大塚、竹村、安藤

TEL 03(5253)7541

FAX 03(5253)7533

火災等事故報告書(電気用品、燃焼機器及び自動車)

平成 年 月 日現在 第 報

都道府県名		市区町村名		消防本部名		担当者 (連絡先)	
出火日時		平成 年 月 日 時 分頃					
覚知日時(方法)		平成 年 月 日 時 分覚知()					
火災等事故区分(該当するものに○)		火災		火災に至らない事故			
製品種別(該当するものに○)		電気用品 / 燃焼機器(燃料:) / 自動車					
調査結果区分(該当するものに○)	①調査進捗状況	調査中		調査終了		-	
	②発火源	調査中		発火源確定		特定に至らず	
	③経過	調査中		経過確定		特定に至らず	
	④製造者責任	調査中	製造者責任あり	製造者責任なし	特定に至らず		
製造業者等	名称						
	所在地						
	連絡の有無						
製品等	製品名						
	火災報告取扱要領別表第3 1表「発火源」の分類番号						
	型式						
	製造番号						
	登録番号(自動車のみ記入)						
	製造年月日						
購入時の状態(該当するものに○)		新品	中古	不明			
発生等の経過 ※できる限り簡明かつ具体的に記載すること。							
火災報告取扱要領別表第3 2表「経過」の分類番号							
原因所見 ※調査結果区分欄「④製造者責任」で「製造者責任あり」を選択した場合は、当該判断に至った根拠を明記すること。							
死者数							
調査結果区分欄「④製造者責任」で「製造者責任あり」を選択した場合のみ記入							
火災が製品の欠陥に起因することを示す社告・リコール情報の有無							
社告・リコール情報が掲載されている製造事業者等のウェブサイト							
その他、製造事業者等による自主回収・部品交換等の火災再発防止策							
製造事業者等の原因所見 (消防側の原因所見との一致状況等)							

1 「発生等の経過」・「原因所見」について、記入欄が不足する場合には、適宜用紙を追加すること。

2 自動車用品(カーナビ、カーステレオ等)からの出火については、当該自動車用品の名称、型式、製造者名等を「発生等の経過」欄に記入すること

別記様式 (記入例)

火災等事故報告書(電気用品、燃焼機器及び自動車)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在 第最終報

都道府県名	〇〇県	市区町村名	〇×市	消防本部名	△△消防本部	担当者 (連絡先)	□□ 080-××-××
出火日時	平成△△年△△月■日△△時△△分頃						
覚知日時(方法)	平成××年××月●日××時××分覚知(119)						
火災等事故区分(該当するものに○)	○火災		火災に至らない事故				
製品種別(該当するものに○)	○電気用品 / 燃焼機器(燃料:) / 自動車						
調査結果区分(該当するものに○)	①調査進捗状況	調査中	○調査終了	-			
	②発火源	調査中	○発火源確定	特定に至らず			
	③経過	調査中	○経過確定	特定に至らず			
	④製造者責任	調査中	○製造者責任あり	製造者責任なし	特定に至らず		
製造業者等	名称	〇〇〇電器株式会社					
	所在地	東京都三鷹市新川六丁目〇〇番〇〇号					
	連絡の有無	有					
製品等	製品名	電気ストーブ					
	火災報告取扱要領別表第3表「発火源」の分類番号	1102					
	型式	DENKI-0123456					
	製造番号	123456789					
	登録番号(自動車のみ記入)						
	製造年月日	平成20年1月1日					
購入時の状態(該当するものに○)	○新品	中古	不明				
発生等の経過 ※できる限り簡明かつ具体的に記載すること。	使用中の電気ストーブの本体カバーの一部が焼損したものを。						
火災報告取扱要領別表第3表「経過」の分類番号	52						
原因所見 ※調査結果区分欄「④製造者責任」で「製造者責任あり」を選択した場合は、当該判断に至った根拠を明記すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ストーブ内の電源基板部分の焼損が激しく、当該部分から出火し本体カバーに着火したことが確認できる。 ・当該部分は使用者が通常触れる部分ではなく、「通常の使用中に電気ストーブ内部から突然発煙し、発火した。」との使用者の証言が得られている。また、電気ストーブの周囲に可燃物は見あらず、取扱説明書などにも、当該部分のメンテナンスなどの注意事項は記載されていない(使用者が当該部分について注意すべき事項はない)。 ・したがって、使用方法等の不良は考えられず、電気ストーブの電源基板部分の欠陥に起因して出火したものであると断定した。 						
死者数	1						
調査結果区分欄「④製造者責任」で「製造者責任あり」を選択した場合のみ記入							
火災が製品の欠陥に起因することを示す社告・リコール情報の有無	無						
社告・リコール情報が掲載されている製造事業者等のウェブサイト	無						
その他、製造事業者等による自主回収・部品交換等の火災再発防止策	無						
製造事業者等の原因所見 (消防側の原因所見との一致状況等)	電気ストーブの電源基板部分から発熱し、発火に至ったことが考えられるが、電源基板部分の欠陥によるものかどうかは検証中。また、当火災の製品のみ突発的に発生した火災であるのか、他の同型製品に波及するものであるのかも合わせて検証中。						

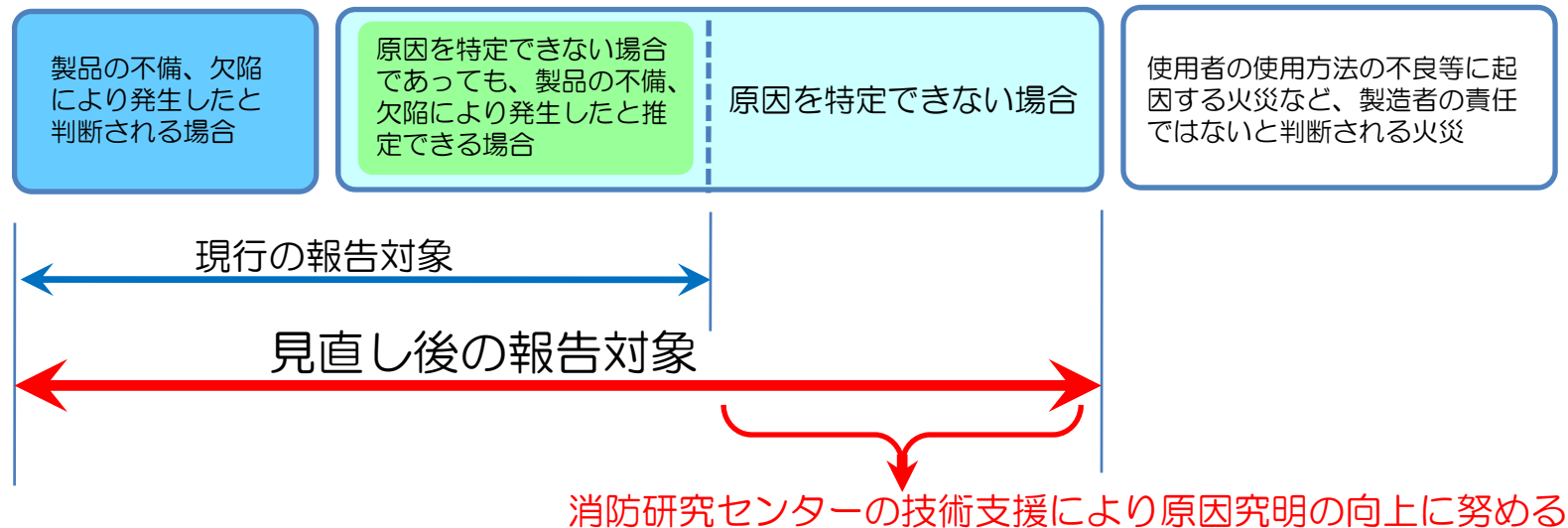
1 「発生等の経過」・「原因所見」について、記入欄が不足する場合には、適宜用紙を追加すること。

2 自動車用品(カーナビ、カーステレオ等)からの出火については、当該自動車用品の名称、型式、製造者名等を「発生等の経過」欄に記入すること

製品火災に係る報告の見直しについて

ポイント① 報告の対象範囲の拡大

- 趣旨 ● 火災原因調査中の事案、原因の特定が困難な事案も含めて、発生直後から国として幅広く情報収集することとし、併せて消防研究センターが、職員の現地派遣などにより、消防本部による火災原因調査に対してより積極的に協力支援を行うこととする。



ポイント② 報告事案（最終報）の公表の実施

- 趣旨 ● 報告いただいた事案（最終報）について、消防庁としてとりまとめの上、3ヶ月ごとに公表するとともに、これまで情報提供を行っていた経済産業省、国土交通省に加えて、消費者安全対策を所管する内閣府に対しても情報提供を行うこととする。
- 火災報告取扱要領により報告された（報告予定の）内容との整合が図られるよう、最終報を確実に送付いただくこととする。